

## 行政法 Chapter 1

Date

/

Date

/

Date

/



行政上の法関係に対する民事法の適用についての次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 防火地域内にある耐火構造の建築物の外壁を隣地境界線に接して設けることができるとしている建築基準法第65条の規定は、相隣関係に関する民法第234条の規定の特則として、民法の規定の適用を排除するものである。
- イ 自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分は、大量の事務処理の便宜上、登記簿の記載に沿って買収計画を立てることが是認され、またこの場合、民法の対抗要件の規定が適用されるので、仮に当該買収処分の対象となる土地の登記簿上の農地所有者が真実の所有者でないとしても、真実の所有者は当該処分を受忍しなければならない。
- ウ 食品衛生法の許可を得ないで取引をなした場合には、消費者保護の法理により、その取引に関する売買契約は私法上無効であり、買主は代金の返金を要求することができる。
- エ 公営住宅の使用関係については、公営住宅法およびこれに基づく条例が特別法として民法および借家法（事件当時）に優先して適用されるが、公営住宅法および条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法および借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信託関係の法理の適用がある。
- オ 租税滞納処分における国と相手方との関係は、一般統治権に基づく権力関係であるから、民法の対抗要件の規定は適用されず、したがって、仮に滞納処分の対象となる土地の登記簿上の所有者が真の所有者ではないことを、所轄税務署においてたまたま把握していたとしても、滞納処分を行うに何ら妨げとなるものではない。

1 ア・イ    2 ア・エ    3 イ・オ    4 ウ・エ    5 ウ・オ

正解

2

## 〔行政法総論〕 行政上の法関係に対する民事法の適用

## ア 正しい

判例は、建築基準法65条は、防火地域又は準防火地域内にある外壁が耐火構造の建築物について、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる旨規定しているが、これは、同条所定の建築物に限り、その建築については民法234条1項の規定の適用が排除される旨を定めたものと解するのが相当であるとしている（最判平元.9.19）。

## イ 誤り

判例は、自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分は、国家が権力的手段をもって農地の強制買上げを行うものであって、民法上の売買とはその本質を異にするため、民法の対抗要件の規定（同法177条）は適用されないとしている（最大判昭28.2.18）。

## ウ 誤り

判例は、食品衛生法は取締法規にすぎないから、同法の許可を得ていない者の取引であっても、売買契約の私法上の効力には消長を及ぼさないとしている（最判昭35.3.18）。したがって、買主は、代金の返金を要求することはできない。

## エ 正しい

判例は、公営住宅の使用関係について、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法（現借地借家法）に優先して適用されるが、公営住宅法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるとしている（最判昭59.12.13）。

**オ 誤り**

判例は、**滞納者の財産を差し押さえた国の地位**は、あたかも民事訴訟法上の強制執行における**差押債権者の地位に類する**ものであり、租税債権がたまたま公法上のものであっても、**国が一般私法上の債権者より不利益の取扱いを受ける理由はない**ことから、**民法の対抗要件の規定（同法177条）が適用される**としている（最判昭31.4.24）。

以上により、正しいものの組合せは**肢2**であり、正解は**2**となる。